

みんなチェック！  
最低賃金。

会社員、パート、  
アルバイトの方、学生さんなど  
働くすべての人と  
雇う人のためのルールだよ。

## 滋賀県 最低賃金

令和3年  
10月1日から  
[時間額]

896

28円  
UP

最低賃金とは、働くすべての人に賃金の最低額を保障する制度です。

WEBで確認!

最低賃金に関する特設サイト  
<http://www.saiteichingin.info/>  
最低賃金制度 

最低賃金に関するお問い合わせは滋賀労働局または最寄りの労働基準監督署へ  
滋賀労働局ホームページアドレス <https://jsite.mhlw.go.jp/shiga-roudoukyoku/>



# 最低賃金制度って何？

働くすべての人に、  
賃金の最低額（最低賃金額）を保障する制度です。

年齢やパート・学生アルバイトなどの  
働き方の違いにかかわらず、すべての労働者に適用されます。



## 確認の方法は？

(※1)  
確認したい賃金を時間額にして、  
最低賃金額（時間額）と比較してみましょう！

最低賃金額との比較方法 あなたの賃金と該当する都道府県の最低賃金額を書き込んでみましょう。(※2)

1 時間給の場合	<table border="1"> <tr><th>時間給</th></tr> <tr><td>円</td></tr> </table> $\geq$ <table border="1"> <tr><th>最低賃金額(時間額)</th></tr> <tr><td>円</td></tr> </table>	時間給	円	最低賃金額(時間額)	円				
時間給									
円									
最低賃金額(時間額)									
円									
2 日給の場合	<table border="1"> <tr><th>日給</th></tr> <tr><td>円</td></tr> </table> $\div$ <table border="1"> <tr><th>1日の平均所定労働時間</th></tr> <tr><td>時間</td></tr> </table> $=$ <table border="1"> <tr><th>時間額</th></tr> <tr><td>円</td></tr> </table> $\geq$ <table border="1"> <tr><th>最低賃金額(時間額)</th></tr> <tr><td>円</td></tr> </table>	日給	円	1日の平均所定労働時間	時間	時間額	円	最低賃金額(時間額)	円
日給									
円									
1日の平均所定労働時間									
時間									
時間額									
円									
最低賃金額(時間額)									
円									
3 月給の場合	<table border="1"> <tr><th>月給</th></tr> <tr><td>円</td></tr> </table> $\div$ <table border="1"> <tr><th>1か月の平均所定労働時間</th></tr> <tr><td>時間</td></tr> </table> $=$ <table border="1"> <tr><th>時間額</th></tr> <tr><td>円</td></tr> </table> $\geq$ <table border="1"> <tr><th>最低賃金額(時間額)</th></tr> <tr><td>円</td></tr> </table>	月給	円	1か月の平均所定労働時間	時間	時間額	円	最低賃金額(時間額)	円
月給									
円									
1か月の平均所定労働時間									
時間									
時間額									
円									
最低賃金額(時間額)									
円									
4 上記 1, 2, 3 が 組み合わさっている場合	<p>例えば、基本給が日給で 各手当（職務手当など）が 月給の場合</p> <p>① 基本給（日給）→ 2 の計算で時間額を出す ② 各手当（月給）→ 3 の計算で時間額を出す ③ ①と②を合計した額 <math>\geq</math> 最低賃金額（時間額）</p>								

(※1) 最低賃金額との比較に当たって、次の賃金は算入しません。  
①臨時に支払われる賃金（結婚手当など）②1か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）③所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金（時間外割増賃金など）④所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金（休日割増賃金など）⑤午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分（深夜割増賃金など）⑥精皆勤手当、通勤手当および家族手当  
(※2) 詳細な計算方法や、歩合給の場合の計算方法などは労働局または最寄りの労働基準監督署へ

使用者も、労働者も、必ず確認。最低賃金。



スマホ、携帯で  
自分の地域の  
最低賃金を  
チェックしましょう！

最大600万円を助成

## 業務改善 助成金

中小企業事業者の皆さんへ

賃金引上げを支援する助成金を  
積極的に利用しましょう。

業務改善  
助成金の  
動画も  
あります。



「業務改善助成金」は、生産性を向上させ「事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）」の引上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。設備投資などを行なった場合、支給の要件に応じてその費用の一部を助成します。詳しくは、[こちら](#) [業務改善助成金](#) [検索](#)

### 1 支給の要件

- 1 事業場内最低賃金の引き上げ
- 2 引上げ後の賃金額の支払い
- 3 生産性向上に資する機器・設備などを導入
- 4 解雇、賃金引下げ等の不交付事由がない

設備投資等に要した  
費用の一部を助成

### 助成金 支給までの流れ

- 1 交付申請書・事業実施計画などを、最寄りの都道府県労働局に提出 [審査](#)
- 2 交付決定後、提出した計画に沿って事業実施
- 3 労働局に事業実施結果を報告 [審査](#)
- 4 支給

専門家による  
無料相談を  
実施

賃金引上げにお悩みの方は働き方  
改革推進支援センターにご相談ください。

詳しくは、[こちら](#) [働き方改革推進支援センター](#) [検索](#)

働き方改革  
推進支援  
資金

日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引上げに取り組む者に対して、設備資金や運転資金の融資を行っています。

詳しくは、[こちら](#) [働き方改革推進支援資金](#) [検索](#)

リサイクル適性 (A)  
この印刷物は、印刷用の紙へ  
リサイクルできます。



事業主の皆さまへ

## 滋賀県最低賃金改正及び 賃上げしやすい環境整備に向けてのご案内

令和3年7月16日 中央最低賃金審議会答申において示された目安額28円を踏まえた地方最低賃金審議会における審議の結果、当県における地域別最低賃金改正額について、28円引上げて896円とする改正決定を行いました。

労働局では、中小企業・小規模事業者が、事業場内最低賃金の引き上げ及び生産性向上に取り組んだ場合に支給される「業務改善助成金」を拡充するなど、継続的に賃上げしやすい環境の整備に向けて、より一層の取組を行うこととしています。

### 1. 滋賀県最低賃金改正のお知らせ

#### 滋賀県最低賃金(地域別最低賃金)

**時間額 896 円**

(発効日 令和3年10月1日)

「地域別最低賃金は」、産業や職種、年齢に関係なく、パートや学生アルバイト、派遣労働を含む全ての労働者に適用されます。

最低賃金には、精皆勤手当、通勤手当、家族手当、時間外・休日・深夜手当、賞与、臨時に支払われる賃金は含まれません。

※産業によって、特定(産業別)最低賃金が定められているものがあります。詳しくは、滋賀労働局のホームページでご確認下さい。

<http://isite.mhlw.go.jp/shiga-roudoukyoku/>



●お問い合わせ先：

滋賀労働局 賃金室

☎ 077-522-6654

大津労働基準監督署

☎ 077-522-6616

彦根労働基準監督署

☎ 0749-22-0654

東近江労働基準監督署

☎ 0748-22-0394



厚生労働省

滋賀労働局  
働きやすい滋賀をめざして



## 2. 業務改善助成金のご案内

『業務改善助成金』は、生産性を向上させ「事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）」の引き上げを図る中小企業・小規模事業者が設備投資など（機械設備、コンサルティング導入や人材育成・教育訓練）を行った場合に、その費用の一部を助成する制度です。

※申請期限：令和4年1月31日

代表的なコース区分	引き上げ額	引き上げる労働者数	助成上限額	助成対象事業場	助成率
30円コース	30円以上	1人	30万	以下の2つの要件を満たす事業場 ・事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内 ・事業場規模100人以下	【事業場内最低賃金900円未満】4/5 生産性要件を満たした場合 9/10
		2～3人	50万		
		4～6人	70万		
		7人以上	100万		
		10人以上	120万		
45円コース	45円以上	1人	45万		【事業場内最低賃金900円以上】3/4 生産性要件を満たした場合 4/5
		2～3人	70万		
		4～6人	100万		
		7人以上	150万		
		10人以上	180万		

※ 上記コースの他、20円・60円・90円コースがあります。

※ 10人以上の上限区分は、賃金要件あるいは生産量要件を満たす事業場が対象です。

※ 生産量要件に該当し、引き上げ額が30円以上の場合は、PC、スマホや貨物自動車なども助成対象になる場合があります。詳しくはHPをご覧ください。



●お問い合わせ先：滋賀労働局雇用環境・均等室 ☎ 077-523-1190

## 3. 雇用調整助成金の特例措置について

### 概要

業況特例等の対象となる中小企業が事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げる場合、令和3年10月から12月までの3ヶ月間の休業については、休業規模要件（1/40以上）を問わず支給します。

### 対象となる条件

- ①令和3年10月から3ヶ月間の休業について、業況特例又は地域特例の対象となる中小企業（令和3年1月8日以降解雇等を行っていない場合に限る。）であること。
- ②事業場内最低賃金（当該事業場における雇入れ3月を経過した労働者の事業場内で最も低い時間あたりの賃金額。地域別最低賃金との差が30円未満である場合に限る。）を、令和3年7月16日以降、同年12月までの間に、30円以上引き上げること。

※令和3年度地域別最低賃金の発効日以降に賃金を引き上げる場合は、発効後の地域別最低賃金から30円以上引き上げる必要があります。

※同一都道府県内に地域別最低賃金との差が30円未満である事業場が複数ある事業主は、最も低い事業場内最低賃金を30円以上引き上げ、他の事業場もこの水準以上に引き上げる必要があります。

※就業規則その他これに準ずるものにより、当該引き上げ後の賃金額を事業場で使用する労働者の下限の賃金額とすることを定める必要があります。

※当該引き上げの実施日以降の休業について要件緩和が利用できます。

### 申請手続き等

申請手続き等詳しくは厚生労働省HPでご確認ください。



●お問い合わせ先：雇用調整助成金、産業雇用安定助成金コールセンター

☎ 0120-60-3999 受付時間 9:00～21:00 土日・祝日含む